



れんごろう 青森

発行 日本労働組合総連合会
 青森県連合会(連合青森)
 発行人 山内裕幸 編集人 堤 史子
 青森市本町3丁目3の11
 青森県労働福祉会館内
 TEL (017)735-0551
 FAX (017)735-0553
 URL <http://aomori.jtuc-rengo.jp/>
 月1回発行 1部10円
 (組合員の購読料は会費の中に含む)

助成金制度活用せずして雇用が奪われるなど言語道断 新型コロナウイルス感染拡大に対する県への緊急要請



新型コロナウイルスの感染拡大を受け、連合青森は4月9日(木)、県に対し労働者の雇用や安心・安定した生活の確保を求め緊急要請を行った。

この日の要請には、連合青森から内村隆志会長、山内裕幸事務局長、関竜一副事務局長が出席し、三村申吾知事に要請書を手渡した。

要請内容は①事業主に対して各種助成金を周知し、雇用維持を確保する。②不当な雇止めや内定取り消しは無効となることを周知徹底する。など、6項目にわたった。

内村会長は「新型コロナウイルスの感染拡大で

経済活動に急ブレーキが掛かってしまった。中小企業はとてども体力が弱く、今後倒産による解雇問題の深刻化が懸念される」と強調した上で、「早め早めでの対応をお願いする」と訴えた。また「煩雑な手続きを嫌い、雇用調整助成金などを活用しない企業もあると聞く。活用せずして雇用が奪われるなど言語道断であり、企業への周知・指導を強化するとともに、地方からも更なる対策強化の声を国にあげてほしい」と要望した。

これに対し三村知事は「中小企業が事業活動を継続し雇用や生活が維持できるよう、関係機関と連携し全庁挙げて取り組んでいく」と回答した。

連合青森2020春季生活闘争妥結状況										2020年4月20日現在	
	対象組合・員数	要求提出		加重平均		妥結状況		加重平均			
		組合数	率	金額	率	組合数	率	金額	率		
連合青森	187組合 20,443名	93組合	49.73%	9,620円	3.39%	58組合	31.02%	4,793円	1.81%		
地場労組	117組合 9,981名	49組合	39.20%	9,583円	4.65%	22組合	17.60%	4,759円	2.35%		
		要求金額(単純平均)		要求率(単純平均)		妥結金額(単純平均)		妥結率(単純平均)			
非正規 ※時間額		13組合	37.8円	4.21%		11組合	21.9円	2.58%			



新入組合員の皆さんへ

定年まで働き続けられる 職場を目指して

連合青森 会長 内村 隆志

新入社員・組合員の皆さん、入社から1ヶ月余りたちましたが、新型コロナ騒ぎもあり、まだ仕事に馴染めずにいる人も多いかと思いません。

さて、皆さんはなぜ今の仕事・会社に入社しましたか。自分はこの仕事がしたくてという人もいると思いますが、特段目的もはっきりせず、進路指導の先生のアドバイスに従ってとか、実家から近いからということを選んで人もいるかもしれません。入って早々厳しい話になりますが、皆さんはたぶん年金の支給が70歳前後またはそれ以上まで先送りされ、それまでは基本的に何らかの形で働き続ける必要が出てくると覚悟しなければなりません。50年以上今の仕事を続けるのは難しいことかもしれませんが、安易に転職を繰り返すことは、場合によっては非正規労働に追い込まれる可能性があることを注意しなければなりません。そういう意味で、せっかく入った今の職場に永く働き続けられるか、場合によっては早く次の職場を探したほうがいいのかの考え方について述べたいと思います。

まず自分が仕事にやりがいを持てるかどうかという点がありますが、まだ今一ピンときていない人も多いと思います。客観的な基準の一つ目として、その会社の離職率がどうなっているかを調べてください。具体的には3年前に入社した人がどの程度残っているかということを確認してください。全国的にも3年間で3割の新採用者が退職、青森は35%くらいが離職する実態があり、それよりも少なければ比較的良い職場、仕事を続けやすいということが言えると思います。二つ目は残業時間が少なく、年次有給休暇が平均でどの程度とられているかがポイントです。残業時間の目安としては一月40時間以下であれば比較的良好的な職場、また有給休暇は年間10日間以上、20日間付与される場合、有給取得率50%以上が目安となります。ちなみに

ヨーロッパでは年休は完全消化するのが当たり前となっており、年休取得率という言葉すらないということです。青森の職場、特に中小企業では休みが取りづらいところが多いようですが、自分の都合に合わせて休みが取れなければ特に家庭を持った時など働き続けることが難しくなりますよね。そして肝心の賃金についても採用の時はまああの賃金水準だと思って10年20年たってもあまり賃金が上がらない、そんな職場はやはり考えなければならないと思います。

そして、最後にその会社に労働組合があるかどうかです。このニュースを見ている新採用者は、当然組合のある会社に就職している人だと思えますが、組合のある職場は、労働者割合で10%前後、企業割合では1~2%と非常に限られています。そういう意味では皆さんはすごくラッキーだと思ってください。何がラッキーかと言えば「働く場において自分の意見を述べられる。職場を自分の力で改善していくことができる」という点です。「そんなこと要らない」「意見を出すよりむしろ指示を出してくれて従うだけでいい」と言う人もいると思います。しかし、労働組合が機能し、従業員がいろいろな発言ができる職場は、職場を良くしていこうという意識が生まれ、生き生きとし、少しずつかもしれないが良い職場、働き続けられる職場になっていると思います。そうした中で、従業員同士のきずなや、支え合いもより強いものとなる可能性があります。ブラック企業という言葉は最近あまり聞かれなくなりましたが、働くことにはやはりそれなりに課題や厳しさがあります。そのことを乗り越えていくために組合は必ず役に立ちます。労働組合に入り、何かあったら相談し、できれば職場を更に良くするためにあなたも組合活動に参加し、できるだけ長く、できれば最後まで今の職場で働き続けられるよう期待しています。一緒に頑張りましょう。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている労働者へ早急な対応を U Aゼンセン青森県支部と県へ共同要請

連合青森とU Aゼンセン青森県支部（保田武利支部長）は4月22日（水）、青森県に対し、業務を継続する企業で働く労働者の感染防止や安全確保措置、また休業要請する際の雇用維持支援の充実を求め、緊急要請を行った。

要請には連合青森内村隆志会長、U Aゼンセン青森県支部保田武利支部長、山内裕幸事務局長が出席し、柏木司副知事に要請書を手渡した。

保田支部長は、「県民と接する職であるにもかかわらずマスク・消毒液が不足し、また休校による人手不足で働かざるを得ない者の過重労働が顕著化している。皆、いつ感染するかという恐怖の中で働いており、精神的に限界ギリギリという悲痛な声も上がってきている」と組合員からの声を



労働者の安全確保を
要望する内村会長

述べた上で、「このままではライフラインが崩壊しかねない。安全で安心して働ける環境整備構築に向け、早急な対応をお願いする」と訴えた。

これに対し柏木副知事は「事業継続とともに、働く人の雇用や生活を維持できるよう関係機関と連携し取り組み、また情勢変化による声を的確に把握し、必要な対策について迅速に検討、実施する」と回答した。

2020年5月行動予定 5月10日現在

- 5月13日(水)11時30分 さくら野青森店前
「連合の日街頭行動」
- 5月13日(水)14時 県労働福祉会館
「第4回闘争委員会」
- 5月13日(水)上記終了後 県労働福祉会館
「第6回執行委員会」
- 5月23日(土)10時 県労働福祉会館
「第2回青年委員会幹事会」

連合・教育文化協会共催 第17回

「私の提言」

募集

連合
30周年
企画

応募フォームからの投稿をお待ちしています!!

募集テーマ

働くことを軸とする安心社会
-まもる・つなぐ・創り出す-
の実現に向けて
連合・労働組合が今取り組むべきこと
(オリジナルで未発表のものに限る)

応募締切

2020年7月27日(月) 必着

表彰

優秀賞 表彰盾と副賞 **20万円**
 佳作賞 賞状と副賞 **10万円**
 奨励賞 賞状と副賞 **3万円**
 学生特別賞 賞状と副賞 月1万円の奨学金×12ヶ月
☆応募者には、もれなく記念品を進呈(除く、入賞者及び審査対象外となった者)。
 ☆発表 2020年9月17日(木)予定

応募資格

どなたでも応募できます。 Webサイトの応募フォーム

応募方法

応募・お問い合わせ先






公益社団法人 教育文化協会
 E-mail info-ilec@sv.rengo-net.or.jp
 電話 03-5295-5421

詳しくは

新型コロナウイルスによる広がる休業

『働く者への支援制度』



状況	制度	おもな内容	相談先
会社から指示されて仕事を休んでいる (会社の自主的判断や責任で休ませる場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ■休業手当 (労働基準法第26条) ■雇用調整助成金 (企業への助成) 	<ul style="list-style-type: none"> ■正規、非正規といった雇用形態に関係なく、労働者は直近3か月間の平均賃金の6割以上の休業手当がもらえる ■国は雇用を守る企業に休業手当の最大9割(大企業4分の3、中小企業10分の9)を助成。 ※一人も解雇していないこと条件 ※中小への助成は上乘せ検討中 	企業の担当部署や各地の労働基準監督署
臨時休校・休園による子供の世話を働けない 	<ul style="list-style-type: none"> ■小学校休業等対応助成金・支援金 (小学校、幼稚園、保育園対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ■給与付き特別休暇を与えた企業に1人あたり1日8330円まで助成 ■一定条件を満たすフリーランス(個人事業主)には一律1日4100円支給 	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999
業務中、通勤中で感染して働けなくなった 	<ul style="list-style-type: none"> ■労災保険の休業補償 	<ul style="list-style-type: none"> ■おおむね直近3か月間の平均賃金の8割を補償 	各地の労働基準監督署や労災保険相談ダイヤル 0570-006031
業務外での感染で働けなくなった	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険の疾病手当 	<ul style="list-style-type: none"> ■おおむね直近3か月間の平均賃金の3分の2を補償 	協会けんぽや保険組合
解雇や雇止めで失業 	<ul style="list-style-type: none"> ■雇用保険の失業給付 	<ul style="list-style-type: none"> ■求職中、おおむね離職前賃金の45～80%給付(年齢や勤続年数で異なる) 	各地のハローワーク
解雇や雇止めで家賃の支払いができない	<ul style="list-style-type: none"> ■住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ■求職中(原則3か月)、支援が受けられる。※自治体によって給付額や条件が異なる 	各市町村が所管する自立支援窓口
失業・休業等により生計維持が困難になった 	生活福祉支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ■緊急小口資金(休業された方向け) ■総合支援資金(失業された方等向け) 	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急且つ一時的に生計困難となった場合の少額費用貸付(特例上限額20万円、その他10万円、償還期限2年、無利子、保証人不要) ■生活再建までの間(最大3か月)の生活費用貸付(上限額月20万円、償還期間10年、無利子、保証人不要) 	各市町村の社会福祉協議会
会社が倒産して未払い賃金がある	<ul style="list-style-type: none"> ■未払賃金立替払制度 	<ul style="list-style-type: none"> ■上限はあるが、一定期間の未払い賃金と退職手当の8割を立て替えてもらえる制度 	各地の労働基準監督署や独立行政法人労働者健康安全機構

※会社の自粛期間中の休みを年次有給休暇(有休)の消化を促すことは違法。



2020年4月24日 連合青森作成